

第61回 基本計画部会 議事録

1 日 時：平成27年 8 月 5 日（水） 9：57～12：11

2 場 所：中央合同庁舎第 4 号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、上田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 題

（1）平成26年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）

（2）その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、時間より少し早いですけれども、ただ今から第61回基本計画部会を開催いたします。

本日は、北村委員、白波瀬委員が御欠席です。

また、オブザーバーとして出席いただいております各府省におかれましては、人事異動によって出席いただく方に変更がございましたので、一言御挨拶を頂ければと思います。

まず、総務省の千野統計局統計調査部長、お願いいたします。

○千野総務省統計局統計調査部長 統計部長を拝命しました千野です。これまでも統計の仕事をしてまいりましたが、統計委員会は久しぶりです。どうぞよろしくお願いいたします。

○西村部会長 経済産業省、吉村大臣官房調査統計グループ長、お願いします。

○吉村経済産業省大臣官房調査統計グループ長 吉村と申します。よろしくお願ひいたします。

○西村部会長 続いて、事務局に人事異動がありましたので、併せて御挨拶をお願ひします。

内閣府大臣官房統計委員会担当室、上田参事官、お願ひします。

○上田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官 上田です。よろしくお願ひいたします。

○西村部会長 総務省、吉牟田統計企画管理官、お願ひいたします。

○吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 吉牟田と申します。よろしくお願ひいたします。

○西村部会長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、前回7月23日の基本計画部会で審議できなかった「医療、福祉及び介護に関する統計体系の全体像の整理」及び「同一企業内の雇用形態転換の把握」を含めて、5つの事項について審議を行います。

資料は審議事項ごとに分けて用意しています。

資料1は、医療、福祉及び介護に関する統計体系の全体像の整理。

資料2は、同一企業内の雇用形態転換の把握。

資料3は、生産・分配GDP四半期推計の検討状況。

資料4は、統計リソースの確保・有効活用について。

資料5は、公的統計の結果提供、二次利用に対応しております。

以上、過不足等ございませんでしょうか。

○西村部会長 それでは、議事に移ります。本日の、審議をする順番については、第1に医療、福祉及び介護に関する統計体系の全体像の整理、第2に同一企業内の雇用形態転換の把握、第3に生産・分配GDP四半期推計、第4に統計リソースの確保、第5に公的統計の結果提供、二次利用の順にしたいと思います。

それぞれの事項ごとに関係府省から説明を受けて、質疑応答をお願ひいたします。

最初に、医療、福祉及び介護に関連する統計体系の整備についてです。厚生労働省から説明をお願ひします。

○中村厚生労働省統計情報部企画課統計企画調整室長 厚生労働省です。

資料1「医療、福祉及び介護を含む厚生労働統計について」に沿って説明させていただきます。

課題としておりましたのは、「医療、福祉及び介護に関する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する」ということをございました。

対応状況でございますけれども、「(1)厚生労働統計の体系図」として、①実施内容でございますが、利用者の利便性、有用性の向上を図ることを考慮いたしまして、医療、福祉及び介護に限らず、厚生労働統計全体について検討を行い、分野別・調査対象別に見た厚生労働統計全般の体系の整理として「厚生労働統計調査・業務統計等体系図」を作成いたしました。平成27年3月に厚生労働省ホームページに掲載したところです。

資料につきましては、別紙1、2枚目の紙を御覧いただければと思います。これにつきましては、今、掲載されておりますもののうちのエクセルファイルとして掲載しているものをここに付けさせていただいております。作成に当たりましては、広範囲にわたる厚生労働統計の全体像をより分かりやすく示すため、表頭部分に調査対象、表側部分にはそれぞれの分野を細分化して作成しております。利用者がより容易に、よりの確に統計の所在を知ることができるようにと作成したものです。

例えば分野別で言いますと、「人口・世帯」の「1.3.生活・暮らし」の一番上にあります基幹統計調査、国民生活基礎調査の例で説明させていただきますと、「2.4.健康（健康増進）」にも国民生活基礎調査を載せております。下に行きますと、「4.1.介護・高齢者福祉（世帯）」にも国民生活基礎調査を載せております。このように複数の分野から1つの統計調査にたどり着くように作成しています。

これに加えて、統計調査による調査統計及び加工統計約100本、これに加えて、業務統計約70本を掲載して充実を図ったところです。

(2)といたしまして「厚生労働統計一覧」。これは別紙2、3枚目のペーパーですが、これも細分化された分野別に統計調査の概要を載せているものです。これも作成いたしました。平成27年4月にホームページに掲載したところです。

パワポの裏面になりますが、今後の方向性として、体系図については毎年更新をしていく予定にしております。

さらに、分野内における各統計の主な調査事項や統計指標などを簡潔に整理した体系図のポイントを、資料といたしましては最後の別紙3ですけれども、このような分野別に、上段には特徴的な調査事項を記載することを考えております。下段のところには統計指標などの記載を予定しております。

これにつきましては、平成27年度中に公表を予定しております。

このように、更に国民が医療、福祉、介護に関する統計体系の全体像を十分に理解できるように、より一層工夫していくことと考えております。

説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

ただ今の厚生労働省の説明について、御質問等があればお願いいたします。

なお、事務局で北村委員からの御意見を預かっているということなので、まず御紹介をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 北村委員からのコメントを御紹介します。

これは私が社会保障費用統計の審議の中でお願いした作業だと思いますが、随分と本格的に整理していただき、厚生労働省の統計の全体像が把握でき、利用者にとっては、どの統計を用いればよいのかが分かりやすくなり、大変ありがたく思っています。今後どの省庁でも統計に関して分かりやすい情報の提供をしていただけることを望みます。

○西村部会長 それでは、いかがでしょうか。どうぞ。

○津谷委員 私も北村委員と同じように、こういう体系図を整理されたことは大変良いことで、利用者の利便性が本当に上がったと思います。

ただ、今までにこの体系図を見せていただいたことがあったのですが、整理の枠組みについて少々細かいことを申し上げてよろしいでしょうか。

○西村部会長 どうぞ。

○津谷委員 別紙1ですが、黄色で縦に分野別に統計が整理されております。そして、横にはそれらの統計情報の単位は何かということが示されており、全体がマトリックス形式になっているのですが、人口統計学を専門とする者として、分類の仕方に若干疑問があります。まず、一番上の「1. 人口・世帯」のところですが、その中分類として「1.1. 人口」「1.2. 人口動態」となっています。人口には静態と動態があり、人口動態は出生と死亡と移動、そして出生の重要な直接的要因である結婚と離婚を指します。厚生労働省が所管している人口動態統計は、主に出生と死亡の届出情報をまとめたものです。厚生労働省から見たら出生と死亡についての統計が人口動態統計だと思うのですが、統計を使う側から見ると、移動も非常に重要な人口動態です。

人口動態調査は基幹統計調査であり、死亡率から計算される生命表も加工統計ですが基幹統計です。ですから、これらは人口動態ですが、人口移動調査と出生動向基本調査も人口動態に関する統計調査です。分野別に統計を分類するに当たって、厚生労働省が決められたことですので、これは決まっているため変更ができないということなら、これで仕方がないと思うのですが、もしこの分野の中分類が決まっていなければ、人口移動調査と出生動向基本調査は人口動態に加えた方が、トピック的にはより適切なように思います。そうすると、残るのが世帯と家庭に関する統計調査です。

人口と人口動態という分類名はかぶりますので、この2つを「人口動態」に移して、残りを「世帯・家庭」となさせて、リストする順番をひっくり返したらいかがでしょうか。つまり、1.1を「人口動態」になさせて、残った「世帯・家庭」を1.2にすると、人口統計を使う側から見て、非常に分かりやすいと思いました。これはあくまでも私の個人的な意見です。

もう一つ、次のページに「7. 雇用」という中分類があります。雇用をどのように定義するかということですが、国勢調査で「雇用」と言いますと、人に雇われて働くことです。この中分類にリストされている統計を見ますと、ほとんどが「雇用」についての統計なのですが、家内労働は「雇用」とはみなさないとします。雇用というのは、労働、就業の一形態ですので、ここはより広く「労働・雇用」となされると全部カバーできる

と思われました。

この分野区分と名称がもう既に決まっており、厚生労働省は必ずこういうふうに使っていくということでないのであるならば、この体系図が既にこれが厚労省のホームページにアップされているのは知っているのですが、変更について御検討願えればと思います。

○西村部会長 答えられる範囲でお願いします。

○秋山厚生労働省統計情報部企画課統計企画調整室技術調査官 御意見、ありがとうございます。お答えを申し上げたいと思います。

津谷先生の最初の御意見でございますが、御意見、ありがとうございます。この辺りは、こういうふうに当てはまるというもので、自動的に決まっていくというものではございませんで、いろいろな考えがあろうかと思ひまして、それをいろいろと総合して検討して作っていくものだと思っております。この辺りはなかなか難しいところが正直ありまして、いろいろな考えがあるところです。

ただ、厚生労働行政、厚生労働統計ということでやらせていただいていると、人口動態統計は基幹統計ですけれども、非常に重要な指標ということで、国民の皆様からも照会を数多く頂いているデータの一つですが、そういったものを提供させていただいております。これは、先生御案内のとおり、人口動態についてのものでして、人口そのものではないというものです。

右端になってしまうのですけれども、人口そのものですと、総務省統計局で人口推計のデータが出されておりました、人口については人口推計と、人口の出生ですとか死亡ですとか、そういった動態に関するデータは人口動態調査ということで、この辺りを分けて提供させていただいているところです。

人口移動調査等につきましても、国立社会保障・人口問題研究所から出されている調査及びデータなのですけれども、こういった出し方をすることとをいろいろ相談させていただいたところ、あくまでも人口問題ということでして、カテゴリーとして考えれば、「人口」の方が良いであろうという御意見を頂戴しておりました、このような表にさせていただいているところです。

行政の都合で申しわけないのですけれども、このように提供させていただければと考えております。

2つ目の御意見の雇用につきましては、検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○西村部会長 いかがでしょう。

○津谷委員 厚生労働省のおっしゃることは私もよく分かります。ただ、この体系図の最後のコラムに示されている「関連資料」にある国勢調査ですが、これはわが国の最も重要な第一義的な人口静態の調査、つまり、ある時点における人口の状態を調べるものです。

関連資料の2つ目の人口推計は、恐らく「現在推計人口」のことを指していると思ひますが、これは国勢調査の中間年について人口規模と構造を推計しているもので、これも当

然人口静態統計です。「人口静態」という言葉は、一般の方にはあまりなじみがないかもしれませんが、関連資料を含めるとここでは人口動態と静態の両方をカバーしているのだから、この中分類の名称は「人口」にしておいたということでしたら、それはそれで結構かと思います。ただ、ここでは大分類の分野名が「人口・世帯」となっていますので、1.1の名称を「人口・世帯」とされて、ここに世帯統計を入れておくとのよいのではないかとも思いました。あくまでも個人的な意見ですので、特にどうしろということではありません。

ただ、利用者の利便性向上のため、分類の仕方と名称についてのご検討を、よろしくお願いします。

○西村部会長 どうぞ。

○川崎委員 私からも要望として申し上げてみたいと思います。できるかどうかは別として、まずは要望としてです。

先ほど御紹介があった北村委員の御意見に私は基本的に全く賛成なのですが、2点ほどこうできたらよいということがあります。

1点目は、せっかくでしたら厚生労働省だけの取組にするのはもったいないなと思いついて、たくさんある統計をユーザーが探しやすくするというのは、全府省挙げてやっていただく方が望ましいと思います。そういう意味では、お願いするとすれば、むしろ総務省の方が良いのかもしれないのですが、e-Stat、政府統計の総合窓口にも分野別に統計を整理した表がありますが、そういうところなどにももっとこういうものをしっかり全府省的に入れていただいたらよいのではないかと思います。そこに掲載されている統計の分野の整理の仕方と今回厚生労働省がされているのは少しずつずれがあるのかもしれないので、その辺りも整合性があるような格好で整理されたらよいのではないかというのが感じたことです。

2点目は、先ほどの厚生労働省の御説明で、厚生労働省としてのお考えは分かるのですが、私は、分野名の立て方については先ほどの津谷委員の御意見にかなり近いところがあります。どちらかという利用者からの観点から分かりやすく分野名を立てた方がよいのではないかと思います。行政の区分というのは、必ずしも利用者にとって分かりやすいわけではないと思いますので、その辺りを今後更に検討していただけたらありがたいと思います。

以上です。

○西村部会長 どうぞ。

○中山委員 私も今、川崎委員が言われた御意見、本当に大切だと思います。

それから、こういったふうに分かりやすくした努力、とてもすばらしいと思います。

併せて、別紙3の作成について、これは利用する側にとって、その統計は、特徴的な調査事項がどういうことで、統計指標などをこういったものに活用できるのかというのがばっと見られるということ、とてもありがたいと思いますので、是非なるべく作業を進めていただいて、早くこういったものができ上がってくることを願っています。

○西村部会長 どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

○廣松委員 私も皆様の御意見に賛成で、こういう形で体系図ができたのは大変良いことだと思います。

ただ、先ほど川崎委員が少し触れられていましたけれども、かなり前の話ですが、主としてサービス産業を中心にした統計マップというのを一度作ったことがあるはずですが、その後、かなり状況が変わっていますので、もう古くなっていると思います。本日別紙1として提出していただいたのは、まさに人口・世帯関係の統計体系図というか、マップで、産業・企業関係のものに関しても改めてこういうものができれば、利用者にとっては大変有用ではないかと思います。

もう一つ、今回この中に業務統計まで加えていただいたというのは大変価値があると思います。ただ、一言だけ言うと、それ以外のものに関して、これはどういうふうに区別するかは検討が必要ですが、基幹統計と一般統計の区別も分かるような形にしておくと便利ではないかという印象を持ちました。

以上です。

○西村部会長 何かお答えできますか。

○中村厚生労働省統計情報部企画課統計企画調整室長 貴重な御意見、ありがとうございます。

カテゴリー等々、この表につきましては、利用者の皆様、利用されている皆様の御意見もいろいろ考慮しながらブラッシュアップしていきたいと思いますので、今後検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○西村部会長 それでは、医療、福祉及び介護に関連する統計体系の整備についての審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

まとめのポイントですけれども、厚生労働省では整理する対象について業務統計を含むという、所管統計を統計全体まで含めて分野別、調査対象別に整理しており、また、一覧性を高めた取組であり、課題への対応としては非常に高く評価できると思います。

今後それぞれの分野の調査ごとに主な調査事項、統計指標を掲載する資料を作成するという説明がありましたので、利便性を高める取組であると認識しています。

ただし、幾つか問題点というか、この時点ではないものねだりに近いところなのですが、全体として統計を良くしていくということについての基本的な問題が幾つか出てきたと思います。まず基本方針ですが、ユーザーが見やすいようにすることを中心をお願いしたい。先ほど人口静態と人口動態ということがありましたが、私も経済学者としては津谷委員の分類の方がはるかに分かりやすいと思います。これを何のために作るかというと、ユーザーのために作るわけですから、そのためにいろいろ御苦勞をお願いしたわけですから、できるところはそういう形で考えていただきたいということです。

あと2つぐらいあるのですが、2番目は、川崎委員から御発言があった、これを全府省的にやってほしいということです。実は全府省でやってくれれば、先ほどの問題がある意

味解決するというか、そういう形ができます。つまり、厚生労働省だけで見ると、ある部分が巨大で、ある部分が小さい、格好が悪いから少しきれいにしようとか、そういう話になるのですが、全体でやればそういうことはなくなりますので、これはどういうふうに振ったらいいかよく分かりませんが、厚生労働省を越えて総務省側としても少し検討をお願いしたいと思います。

それから雇用・労働のところもこの問題が出てきますので、これは考えなければいけないし、恐らく社会福祉でも同じような問題が出てくるのではないのでしょうか。それから、例えば介護などでは、今度はサービス産業のところとの関係も出てきますので、その辺りのところは考えて、お願いしたいと思います。

3番目は、過去にいろいろなプラスの遺産がありますので、それをうまく使えば使っていた方が良いのではないかというお話が廣松委員からありましたので、そういう点を今後考えて、お願いしていきたいと思います。

特に1番目と2番目に関しては結構大きな問題ですので、厚生労働省だけでなく、総務省も併せて考えていただきたいと思います。

そういう形でまとめたと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村部会長 それでは、本事項の審議の取りまとめは、このとおりとさせていただきますと思います。

次に、同一企業内の雇用形態転換の把握について、総務省統計局から説明をお願いします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料2によりまして、同一企業内における雇用形態転換数の推計に係る検討結果につきまして、説明いたします。

本件につきましては、同一企業内における雇用形態の転換をよりの確に把握する観点から、労働力調査における当月と前月の呼称及び勤め先の名称をマッチングすることにより、同一企業内の雇用転換数を推計して、当該結果の公表の可否を検討するという課題につきまして検討したものです。

検討方法ですが、労働力調査では平成25年1月から基礎調査票で雇用形態別の雇用者数を毎月調査しておりますので、2か月目の世帯についての前月比較が可能な2月分から5月分までの4か月分のデータを用いまして、同一個人の前月と当月の呼称と勤め先の名称等をマッチングして検証を行いました。

具体的には、まず、前月・今月ともに雇用者で、雇用形態の呼称が異なる者を機械によるマッチング処理で抽出し、次に、「勤め先・業主などの名称」、「事業内容」、「本人の仕事の種類」の3項目の記入内容を目視で確認しまして、同一企業内の雇用転換者かどうかを判定の上、検証いたしました。

検討結果ですが、労働力調査の標本規模では、同一企業内の雇用転換数のレコード数が

少なく、属性別結果の分析が困難という問題があります。

また、当月と今月とで記入者が異なる場合があるなどの要因で記入内容に差異が発生し、同一企業内か否かの判定が難しいという問題に加えまして、同一企業内の雇用転換かどうかの判定には多くの労力が必要であるという問題もあることから、現状では労働力調査を活用して同一企業内の雇用形態の転換を的確に把握し、公表することが困難との結論に至ったものです。

今回の検討におきましては、標本数の制約による問題のほか、労働力調査の現行の調査事項による調査票のマッチングでは、正確な結果を推計することが困難という問題があります。

仮にこの問題に的確に対応するとなりますと、同一企業内の雇用転換かどうかを直接世帯から把握するような難しい調査票の見直しが必要になるのではないかと考えられます。

簡単ではありますが、説明は以上です。

○西村部会長 この件について、いかがでしょうか。

とても難しい問題だということはよく分かりました。特にサンプル調査でこういうことができるかというのはなかなか難しいということがよく分かりました。

どうぞ。

○宮川委員 私は、経緯をよく知らないのですが、この検討はこれで結構かと思うのですが、この問題は非常に重要な議論だと思います。労働力調査を利用するのか、それとも改めて特別な調査設計というか、毎月とか毎年という定期的なものではなくて、そういう状況を把握するような調査をするかどうかというのは、今後検討された方が良いのではないかと思います。これは個人的な感想です。

以上です。

○西村部会長 その点については、雇用動向調査で、第Ⅰ期基本計画で掲げられた課題への対応ということですが、同一企業内で「雇用期間の定めあり」から「雇用期間の定めなし」に切り替えられた者というのは調査されています。そういう意味で、これを世帯に向けた調査でやるのがどの程度可能かということは、恐らく慎重な対応が必要だと思います。

ただし、この種の雇用形態の転換というのは大きい問題ですので、今回はこれでよいと思いますけれども、政策のニーズもありますし、研究のニーズもあるということから考えれば、調査票を含めてどういう形でいくかということは、今後考えていかなければいけないことだと思っております。

どうぞ。

○西郷委員 こういう形の調査というか、同一企業内における雇用形態転換数の推計について今後検討していくというのは、確かに重要ですが、今回の御検討の内容は、それを世帯統計でやろうとするとかなり大変だと、多分そういう整理になるのではないかと思います。雇用動向調査の方は事業所とか企業の調査になりますので、これを正確に捉え

るということであれば、世帯からアプローチするよりは、むしろ事業所・企業からのアプローチの方がよりの確なものではないか、そういうふうに整理できるものではないかと私は分けております。

○西村部会長 どうもありがとうございました。そのとおりだと思います。

それでは、まとめたいと思います。

本事項は、同一企業内での雇用形態の転換数を労働力調査の同一世帯における前月と当月での呼称と勤め先の名前のマッチングで推計しようという、かなり大胆なやり方で、総務省は、その検証とともに、その集計・公表に係る事務量、この場合はコストですが、それも検証しました。これは非常に重要なことで、コストとベネフィット、どちらが大きいかということは当然判断の材料になりますから、非常に重要な点です。

その結果として、労働力調査では、精度の確保とか業務量の面から限界があり、そのために、結論としては、労働力調査によって同一企業内の雇用形態の転換を把握して公表していくことは困難ということだと思います。

この対応については妥当であるとまとめたいと思いますが、先ほど西郷委員や宮川委員からありましたように、同じものを企業に聞いている統計から把握する場合に、例えばその精度を上げるとか、そういう問題について今後考えていく方法はないかということも考慮していただきたいという形で整理させていただきたいと思います。

もう一つはどこなやるかということで、厚生労働省なのか、総務省なのかというところがあるのですが、それは我々が決めるわけにはいかないので、調整をしながら少し考えていただきたいと思います。

それでは、この件についてはこれまでといたします。

次いで、生産・分配GDP四半期推計について、内閣府から説明をお願いいたします。

○酒巻内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 それでは、資料3に基づきまして、生産側・分配側の四半期推計検討状況につきまして、説明させていただきます。

現在開発を進めております推計方法の説明とともに、暫定的なものではありますが、各種の試算値を支出側GDPと比較した結果につきましても説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、資料の2ページ目です。こちらは第Ⅱ期の基本計画における位置付けを確認したものです。「具体的な措置、方策等」というところですが、生産、分配、所得面を含む三面の四半期推計を整備し、その速報を参考系列として公表することを目指すという位置付けとなっております。

実施時期につきましては、平成28年度の基準改定後、できるだけ速やかに公表を目指すということです。

資料の3ページ目に、この検討の背景ということを確認までに記載させていただいております。現在の日本のSNAにおきまして、四半期のGDP速報、QEと呼んでおりますが、支出側のGDPとその内訳、雇用者報酬、これらを中心に推計・公表してございまして、生産・分配面の情報を体系的な形で推計・公表していないという現状があります。

一方で、多くの主要先進国では、四半期の速報の中で、三面のGDPでありますとか、重要な経済指標である家計貯蓄率といった指標が公表されておりまして、統計利用者のニーズを踏まえますと、生産・分配面を含む四半期の速報の推計の充実が重要ではないかということが検討の背景です。

資料の4ページ目は、現在進めております開発作業の概略につきまして簡単に書いたものです。

生産側につきましては、推計の対象といたしましては実質のGDP、その内訳としての経済活動別の付加価値、産業別のGDPということです。

公表する指標といたしましては、2段目に書いていますが、実質の季節調整系列というところが重要ではないかと思ひまして、それを中心に検討しております。生産側では産業別のGDPの動きが捕捉できるところが有用性ではないかと考えております。

分配側につきましては、名目のGDP、その内訳、括弧内に具体的に書いていますが、雇業者報酬でありますとか、営業余剰、混合所得といった指標の内訳を示していきます。

GDP以外の重要な指標といたしまして、家計部門の指標ということで、家計の可処分所得でありますとか家計貯蓄率といったところが重要ではないかと考えておりまして、これらを推計の対象と考えております。

公表する指標といたしましては、名目の季節調整済みの系列が重要ではないかと考えております。

生産と分配で実質、名目と少し位置付けが異なっておりますが、分配側のGDPにおきましては、構成項目である営業余剰、混合所得、企業の利益といったところではありますが、そうしたものを数量指数として実質値を捕捉したり、デフレーターを構築したりというのは理論的にも難しいことがありまして、諸外国でも名目値を中心に作成していると承知しております。我々としましても、そうした考え方に基きまして検討を進めたいと考えています。

資料の5ページ目は、生産側GDPの推計方法につきまして簡単に説明したものです。

最初に、市場生産者の実質付加価値というところですが、経済活動別のGDPということです。この推計におきましては、諸外国でも採用例が多いと考えられますシングル・インデキケータ法という方法を採用する方向で検討しております。この手法は、実質の付加価値率を一定と仮定し、実質値を推計していく方法です。

推計の流れを簡単に説明いたしますと、資料の左側の四角に「支出側GDPの供給側推計に用いる四半期別財貨・サービス別名目出荷額等」とありますが、こうした支出側の情報を使いまして、まず、財貨・サービス別の名目の産出額を推計いたします。

これは財貨・サービス別ですので、これを産業に転換する必要がありまして、その情報といたしまして直近年の経済活動別財貨・サービス産出表（V表）ということで、これは各産業がどのような財貨・サービスを産出したかを示すマトリックスでありまして、年次推計でこうしたデータを作成しており、それを活用していくということですが、こうした

情報を使い経済活動別の名目産出額を推計いたします。これを実質化いたしまして実質の産出額ができて、こちらに直近年の実質の付加価値率、これも年次推計で得られる情報ですが、これを各四半期に適用していくということで実質の付加価値額を推計していこうということです。

この仮定に基づきますと、赤字で書いていますが、実質の産出額の動きで付加価値を推計していく、そうした意味合いになっていくということです。

2つ目の○は、非市場生産者、政府等ですが、そうした部門の実質付加価値につきましては、現行の支出側の推計値を活用していこうということです。

これらを取りまとめまして、最後の行ですが、連鎖統合することで全体の実質GDPを推計していくという考え方で検討しているところです。

生産側につきましては、年次推計で推計している生産側GDPもありますが、その違いについて若干補足させていただきます。

まず、財貨・サービス別の産出額の推計におきまして、年次推計では工業統計等、年次の統計を使いまして詳細な品目ごとにコモディティ・フロー法という手法を適用して推計してまいります。詳細さが違いまして、年次推計の方が詳細な推計をするということです。

中間投入比率につきましても、産業ごとに各種の基礎統計を用いて推計してまいります。

実質の付加価値を出す段階では、産出額と中間投入額、それぞれ実質化して差し引く形で推計する、ダブルデフレーション方式という方法で推計いたします。

こうした点では年次推計と違いがありますが、四半期推計におきましては基礎統計の制約がかなりありまして、ある意味簡便な方法をとらざるを得ないという事情がありまして、諸外国の事例なども検討した上で、現時点ででき得る範囲の推計方法ということで考えている次第です。

資料の6ページは分配側の推計方法です。分配側につきましては、推計項目に応じてそれぞれ適切と思われる情報を適用して推計していくということで、項目ごとに異なる方法となっております。

まず、現行のQEで推計されている系列が活用できるものがあります。例としましては雇員報酬などです。

それから、適切な四半期の補助系列が得られるものにつきましては、そうしたものを使って推計していくということです。

例としては、営業余剰・混合所得につきまして四半期別の法人企業統計で営業利益等のデータが得られますので、そうしたものを使って推計していきます。

「国税、社会保障給付」と書いてありますが、国税につきましては、課税ベースを表す系列を使っていこうと考えております。これは発生主義に基づいて、その税の支払い負担が発生した時点で推計していこうということです。例としましては、例えば消費税の推計に支出側で推計されます家計最終消費支出の動きを適用して推計していくという手法ですが、そうした工夫もしていきたいと考えております。

社会保障給付につきましては、年金の事業状況の統計がありますので、そうしたものを使って推計していくことを考えております。

3点目に、四半期の情報というのがなかなか得られないわけですが、年次の補助系列がある場合につきましては、それを使うということです。

例といたしまして地方税を挙げておりますが、地方財政計画、基本的には予算の情報を使って推計していくということです。

そのほか、四半期別の情報が乏しい項目につきましては、トレンド推計など、括弧の中に書いていますが、直近の確報値を横置きにして推計していく、そうした手法にならざるを得ない場合がありますが、そうしたものを組み合わせていくということです。

例として固定資本減耗のことを書いておりますが、こちらにつきましては、直近の確報値における年次の推計値を使い、それに資本財のデフレーターを四半期で適用して推計していく。これは実質値が変化しない、横置きにすると仮定いたしまして、価格の変動だけを反映させていくという考え方ですが、そうした考え方も工夫しながら推計していきたいということです。

資料の7ページ目は26年度の取組状況です。基本的に現行基準、平成17年のデータに基づきまして、生産側、分配側、家計の可処分所得、貯蓄率の季節調整系列につきまして、暫定的な試算値を作成いたしまして、推計方法の検証をしているという段階です。

ユーザーとのコミュニケーションの一環という意味合いもありますが、こうした検討状況について、私どもで発行しております論文集「季刊国民経済計算」に掲載して、対外的な情報発信にも努めています。

資料の8ページ目、9ページ目で現在の暫定試算値についてグラフをお示ししております。支出側との比較ということで、季節調整済みの前期比の比較のグラフを描いています。暫定的なもので、推計方法とか季節調整方法等いろいろ課題もありまして、まだ、支出側と厳密な比較を行えるという段階ではないのですが、参考としてお示ししています。

上側のグラフは2004年から2007年、下のグラフが2008年から2011年で作成しておりますが、これは経済が比較的安定していた時期と、それから世界的な金融危機の後、変動が大きかった時期を比較する。そういう2つの時期につきまして、支出側との関係について違いがあるかどうかを見ようという趣旨で作成したものです。

左側に生産側GDPを示しており、期によってずれがあるところもありますが、おおむね支出側と整合的な動きになっているのではないかと思います。安定期と変動期を比べると、変動期の方が若干かい離が大きい印象もありますけれども、基本的には整合的な動きと言えるのではないのでしょうか。例えば2009年の第1・四半期のあたりでリーマンショックの落ち込みがあり、その後、回復する動き、それから2011年の第1・四半期、こちらは震災の際の落ち込みがあって、その後、回復する動き、そうしたピーク、ボトムの動きがおおむね一致しているというところが見てとれるかと思えます。

右側が分配側ですけれども、こちらにつきましては、支出側に比べ少し振れが大きい動

きとなっており、ピークやボトムが一致していない場合も散見されます。

安定期と変動期を比較いたしますと、全般的に変動の大きい時期の方がかい離が大きくなる傾向が見られると思います。

こうしたかい離の要因を特定することはなかなか難しいのですが、一つは、構成項目であります営業余剰・混合所得という項目の振れが大きいところがありまして、その辺りが背景ではないかと考えております。

こうした系列がかい離する要因につきましては、一般的には季節調整方法と原系列と2つの要因が考えられますけれども、分配側につきましては、ただ今申し上げたような営業余剰・混合所得、基礎統計としましては法人企業統計の営業利益などを使っているわけですが、そうした原系列の動きが要因として重要なのではないかと考えております。

こうした点をどの程度改善できるかということが引き続きの課題であると考えております。

資料の9ページ目は御参考ということで、家計に関する重要な指標である家計可処分所得、家計貯蓄率というところをお示ししております。グラフの体裁としては同じ形でお示ししておりますが、家計可処分所得につきましては、経済的な変動のほかには制度要因で動くところもありまして、例としては、2009年の第1・四半期につきましては、この落ち込みはリーマンショックなどを背景としておりまして、その次の期は反動で増えておりますが、この増加につきましては、経済対策の影響などもあるのではないかと考えております。

家計貯蓄率につきましては、基本的に可処分所得と家計消費の動きで決まっておりますが、例えば2011年の第1・四半期で比較的大きく上昇しておりますが、これは震災後の消費の落ち込みが背景にあるのではないかと考えております。

最後、10ページ目、今後の対応につきましてまとめています。当面は現行基準で試算値の作成、精度検証といった作業を継続していきたいと考えております。具体的には、営業余剰でありますとか季節調整方法の検討ということが重要な課題ではないかと考えております。

公表までのプロセスを考えますと、現在基準改定作業に取り組んでおりますが、新しい基準の推計方法を開発していく必要がありますので、基準改定作業の進捗を踏まえながら取り組んでいきたいと考えております。

2008SNAの対応としまして、新規事項の追加。例えばR&D、研究開発の取扱いでありますとか、年金受給権の取り扱いが変わっていく。それから、表章分類につきましては、経済活動分類も変更いたしますので、そうしたところに対応していく。

それから、定例的な公表ということを考えますと、推計システムの開発といったところも課題です。

こうした作業を行う中で、次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列としての公表を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

○前田委員 少し御意見を申し上げたいと思います。

この件については私からも説明をお願いした件なので、御意見を申し上げたいのですが、今、説明資料でもありましたとおり、四半期GDPの三面推計、生産、支出、分配ということについて、推計していないのは先進国では我が国ぐらいということでありまして、これが推計されると、経済の多面的な分析が可能になるということでありまして、ぜひ公表に向けて鋭意取り組んでいただきたいと思います。この取組は非常に良いものであると思います。

その上で、恐らくこの三面推計が出た場合に、慣れないときは問題になるのは、3つが違ふと今、試算値が出ていましたけれども、三者の乖離をどう解釈するかということが一つのポイントになるのではないかと思います。これは理論的には、概念上はGDP、三面等価ということでありまして、支出、生産、分配が一致しなくてはいけないのですが、当然推計する際の基礎資料、基礎統計は違いますので、実際の計数に乖離が出てくることは自然といいますか、不自然ではないと個人的には思います。

今回試算値が出ていたのは過去の確報値についてということなのですが、恐らく世の中の関心というのは足元の経済情勢ということになりますので、直近の速報値の比較というところに関心が移る。そうすると、恐らく乖離もそれなりに大きくなるのだらうと思います。

この乖離について、先進国の例などを見てみると、乖離をそのまま放置している国、アメリカなどはそうだったと思いますけれども、一方で、間をとる、バランシングするような方法、あるいはどこかに寄せる。例えば生産側の推計値に寄せる、幾つかのパターンがあると思うのですが、どのような方向で内閣府は検討されているか分かりませんが、私自身は、今の日本においては、恐らくその乖離はやむを得ない、乖離自身があってもしょうがないと割り切るしかないのではないかと考えています。

というのも、恐らく三面推計が出た後も、中心となるのは現行のQEである支出側推計だと思うのですが、いろいろな御意見はありますけれども、今の支出側の推計方法自体が本当に確立されたものかどうか、いろいろな意見があるわけで、実際に日本の場合、速報から確報あるいは確報にかなりリバイスされる傾向があります。

何を申し上げたいかという、支出側の推計自体にもいろいろな検討余地、課題があるということだと思いますので、もし支出側の推計値に無理やり生産、分配を合わせてしまうと、生産、分配の推計値が本来持つ情報価値がかなり低下してしまうのではないかと、私自身は恐れるということでもあります。

重要なことは、どのような基礎資料を用いてどのように推計したかということについて、生産、分配面についても情報開示しておけば、ユーザーの方も十分理解、分析が可能ではないかと思えます。

行く行くはこういうプロセスを経て支出側の推計方法の一段の改善にもつながっていく。そういうことが期待できるのではないかと考えております。

以上であります。

○西村部会長 中村委員、どうぞ。

○中村委員 前田委員の御意見に関連してであります。三面のGDPが出てくると、当然3つ数値が異なるので、誤解を招くことが起こり得るということでもあります。多くの国では実際これを調整して一本にしてしまうことをしております。

例えばイギリスでは、最初に生産が出てまいりますので、それに支出と、それから所得面のGDPを合わせるわけですけれども、支出面を合わせる時には在庫を残差にしてしまう、それから所得面を合わせる時には営業余剰を残差にしてしまうということですので、非常に乱暴な合わせ方をしていると思います。

それから、アメリカにつきましては、昨年辺りから生産GDPを正式に発表するようになりましたが、アメリカの場合は支出所得勘定のQEが先に出てまいりますので、基本的にはそれに生産が合うように合わせるということをやりますけれども、この場合には非常に手の込んだことをやっております。四半期四半期ごとに産業連関表を構成して、それに基づいて調整をしております。

オーストラリアにつきましては、3つを作って、3つのGDPが違うまま別途単純平均を作って、それを公表値にするといったことをしているわけでありまして、各国いろんな方法があります。オーストラリアについては、四半期ごとに産業連関表を作って、その枠組みの中で調整するというのを前々から検討しているようなのですが、それはなかなか難しいということで、実際には行っていないということでもあります。

ドイツにつきましては、四半期の産業連関表というのは原理的に不可能であるというようなことを前、言っていたように記憶しておりますが、そういうことで、各国、そもそも合わせるか、合わせないかということに関してまちまちであります。

前田委員がおっしゃられたとおり、私も年次推計でこの3つがバランスしているというのは非常に重要だと思いますけれども、四半期速報でバランスを求めることにいたしますと、これは所得、生産面が持っている豊富な情報をかえって制限することになってしまうということでもあります。公表形態も参考系列として当面公表していくということでもありますから、参考系列としての公表を続ける中で、ユーザーとの対話を進めていくのがよろしいのではないかという気がいたします。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○廣松委員 十分検討していただいている、評価できると思うのですが、私、この分野は必ずしも詳しくないものですから、2点単純な質問です。まず、公表時期として平成28年度の基準改定後と書かれているのですが、これは08SNAの移行を踏まえて生産サイド、分配サイドのQEを考えるということなのではないでしょうかというのが1点目です。

2点目は少し細かいことですが、5枚目の推計方法のところ「シングル・インディケーター法」というのがあるのですが、具体的にどういうものなのでしょう。あるいはこれを見ていると、2つ目の枠から3つ目の枠に移る実質化のところ、デフレーターのとりをシングル・インディケーターと言っているのかと読んだのですが、そのところを教えてくださいと思います。確か、支出サイドの議論の時にもお聞きしたような記憶がありますが。

○西村部会長 どうぞ。

○酒巻内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 ただ今の御質問についてですけれども、公表時期につきましては、基準改定を踏まえた形で考えていきたいと考えております。参考系列も新基準に対応した形で推計方法を確立した上で公表していきたいと考えておりますので、基準改定を踏まえまして、やはり一定期間作業が必要となると思うのですが、そうした中で実際出していくことを考えていきたいと思っております。

シングル・インディケーター法の「シングル」という意味は、年次推計ではダブルデフレーションということをお口頭で申し上げましたけれども、産出額と中間投入額、それぞれを実質化したしまして、差し引く形で実質値を出していきます。これを「ダブルデフレーション」と申しますが、四半期ではその手法を取ることが難しいという事情がありまして、産出額の実質値から付加価値率を一定と仮定を置いて、実質化を1段階で推計値を出していく、そういう意味で、シングル・インディケーターという言い方をしていると理解しております。

○廣松委員 ありがとうございます。

○西村部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、まともに移りたいと思えます。まとめのポイントは幾つかあるわけですが、最初に全体のまとめですけれども、生産面や分配面を含む三面のGDP、家計の所得・貯蓄の四半期推計というものに関しては、主要先進国でも整備が進んでいるということから考えれば、政策的にも非常に重要な情報を提供するものであり、かつ国際的にも重要な情報提供という形になると思えます。

平成26年度において、本件について内閣府は第Ⅱ期基本計画に沿った検討作業を進めたことと評価してよろしいのではないかと思います。

幾つか問題点があったわけですが、それを含めて検討していただきたいと思えます。

まず、1点目はかい離の問題です。かい離の問題をどうするかということについて、今のところ皆様の御意見は、実は私も同じなのですが、かい離をそのまま出す、変にバランシングをしないというのが望ましいだろうと考えております。ただし、そのときには広報といいますか、パブリックリレーションズの問題が極めて重要になりますので、それについては十分をお願いしたいと同時に、基礎資料や推計方法の情報開示が必要だと思えます。特にアナリストは、情報開示が不十分で、我々がリプロデュースできないという不満がありますから、こういう情報開示を進めていただくという形でお願いしたいと思えます。

その際に、先ほどもありましたけれども、年次推計のコモ法と、それから特に生産側の四半期の推計方法は随分違う推計方法になりますので、その辺のところを丁寧に説明していただきたいと思います。

次の点も、詳細な説明をパブリックリレーションズの際にお願いしたいと思います。支出面と分配面の差が、極端に出ています。少なくとも、この資料を見ているだけでも出ています。プラスとマイナスがかなり大きく逆に出ることがあります。四半期のデータになると、こういうことがもっと頻繁に出る可能性があって、混乱が生じることがあります。これは情報開示をしていくしかないのだと思うのですが、それについてお願いしたいと思います。発表方法も十分お考えになった方が良くと思います。どうしたらよいかはよく分からないのですが、これは恐らく大きなニュースになってしまいますので、あらかじめ注意しておく必要があるのではないかと思います。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。どうぞ。

○宮川委員 こういう推計をされる場合に、実際にはどこまで遡及されるのでしょうか。

○西村部会長 その点について、いかがでしょうか。

○多田内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部調査統計課長 そこまではまだ検討できていないのですが、年次推計で推計の遡及をしていく範囲となるべく合わせるようにとは考えております。要は、直近だけということはもちろんないように、当然季節調整を掛かけないといけませんので、ある程度十分なデータが必要ということになりますので、そのように認識しております。

○西村部会長 1点、直接これとは関係ないですけども、季節調整は非常に大きな問題で、それも今、検討されておりますので、それを含めて十分な説明をお願いしたいという形でまとめたいと思います。

いかがでしょうか。

それでは、この件はこれで終わりという形にして、次に統計リソースの確保について、総務省政策統括官室及び関係府省から説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、まず私から資料4に基づきまして総括的な説明をさせていただいた後、資料4の別添と書いています縦長の資料に基づきまして、総務省統計局から補足的な説明をお願いしております。

では、資料4の横長の資料を1枚おめくりください。

第Ⅱ期基本計画におきましては、公的統計の作成、提供に係る予算及び人員を指します統計リソースにつきましては、公的統計整備の基盤ともなる取組であり、第Ⅰ期基本計画期間中からその確保に努めるとともに、業務の効率化、合理化といった取組を進めているところです。

一方で、リソースの確保につきましては、外部的な要因による影響もあり、統計部局の対応には限界があるものの、引き続き確保、有効活用に必要な努力が必要との本委員会におけます現状認識も踏まえまして、矢印の下にありますような取組を進めております。

第Ⅱ期基本計画におきましては、第Ⅰ期基本計画の取組方針につきましては引き続き本文に記載するとともに、ここに掲げています5つの取組を具体的に進めてまいることとしております。

(1) から (5) まであります。項目と赤矢印の右側が具体的な別表等に書かれております取組です。御覧いただければ分かるかと思いますが、若干補足が必要な部分としまして、(1) の取組につきましては、各府省におきます研究活動であるとかいったところで、研修所の機能を活用した情報共有、アドバイス等を行うといったことのほか、いわゆるAPI機能の付加といったような先進的な情報提供の取組については、独立行政法人統計センターの機能を活用した支援を行っていかうというように、今回の計画の中におきましては、各府省の連携を強化しつつ、また、各府省の取組を進めつつ、その取組を支援するような仕組み作りを進めることがその具体的な取組の中心となっているところです。

今回の説明におきましては、まず諸外国を含めた統計リソースの現状等がどうなっているのかといった点や、政策課題や国際比較可能性も考慮した研修、研究の実施状況とか、人材育成、統計リテラシーの向上の取組状況といったような委員の方々からの御意見も踏まえつつ、説明させていただきたいと思っております。

では、2 ページ目です。具体的に我が国の統計職員数の推移を御覧いただきたいと思っております。下の表の一番右側に「参考」ということで、国の本省に、府県単位もしくはブロック単位に置かれておりますいわゆる地方支分部局と呼ばれているところを含めまして、専ら統計の作成、提供に従事している者の推移を掲げております。ここを御覧いただきますと、2005年の6,000人弱から2015年には2,000人弱と、非常に大きく減少しております。これにつきましては、専ら農林水産省の地方組織の見直しが主たる要因となっているものです。特に2011年の3,700人から2012年には2,030人と、ここで1,700人ほど減少しておりますが、これはその出先組織におきまして統計の作成に専ら従事しているところから、農政を含めた総合的な、いわゆる統計マンから農政マンへの転換といった仕組みの変更が行われました。その結果を踏まえまして、この表からはその1,700人が外れていくわけですが、そういった要因の変化が大き過ぎるということで、地方支分部局を含めた数値だけでは現状が分かりにくいということで、今回は本省の府省別の統計職員の推移を中心に表を作成しております。

これを御覧いただいたら分かる通り、内閣府のように若干の増員となっている、充実が成功しているケースもある一方で、おおむね他の府省では横ばい、ないし減少という状況です。全体ではこの10年間に約2割、第Ⅰ期基本計画が策定されました2009年以降の状況を見ますと、約1割の減となっております。

ただ、2012年以降ぐらいの数字を見ていただくと、2005年を100としまして、近年は毎年1ポイント程度ずつの減少と、減少率は鈍化する傾向です。

一方、国の統計関係の予算につきましては、これまでも何回か説明していますが、毎年対象となる調査の内容が異なったり、調査自身が周期的に行われたりするものもあります

ので、一定化していないので、今回は予算面の変動については省略させていただいております。ちなみに、近年の予算動向は、平常年で300億前後、国勢調査実施年は700から800億の辺りで動いているところです。

それでは、1枚おめくりいただきまして、国の職員はそういう状況ですが、地方の統計作成に従事している方の推移はどうなっているかを参考までにお示ししております。

まず、上の方の市町村の職員数ですが、この部分に関しましては、市町村の場合、選挙事務等と兼務しているケースが非常に多く、専担で統計に携わっている者というのは2割弱になっておりますので、ここでは兼務している8割部分も加える形で表にしております。

このグラフを見ていただいたら分かりますように、平成16年当時からの平成の大合併によりまして一時期非常に減少しましたが、近年はほぼ横ばい状態になっているという状況です。ちなみに、例えば22年は国勢調査の実施年ということで、その調査の内容に応じて従事する人の増減があります。

一方、都道府県統計専任職員と呼ばれています都道府県の統計主管課に配属されている、国の予算の支弁を受けている職員の推移です。これは予算定数ですが、この部分につきましては国に準じて削減が進められておりまして、この10年間に約2割の減少となっております。

1枚おめくりいただきまして、これもなかなか難しいところなのですが、主要国の統計機関における職員数の推移です。既に御承知かと思いますが、それぞれの国の統計組織というのは非常に区々でして、単純な比較はできかねるところがございますが、国の機関の地方支分部局は先ほど申しましたが、その部分を含めた職員数を2008年、これは第Ⅰ期基本計画を策定した際に、本委員会の要請に基づきこういう資料を作成しておりました。それに準じる形で、今回2015年の現状について、各国の統計部局にメール等で照会して確認した数字が下の段です。

これを見ていただくと、アメリカの商務省センサス局におきましては1,000人ほど増加となっておりますが、これは、2010年基準のセンサスが各種行われておりまして、それに対応する増員があるということで、アメリカの場合は、センサス実施年には機動的に非常勤職員のな方を雇用して対応することも行われているため、このような増加となっております。

それ以外の部分では減少というところが主となっております。

カナダにつきましては若干の増加となっておりますが、この国におきましては平常年と増加する年があるということで、そういった要因になっているところです。

それでは、1枚おめくりいただきまして、ここは単に今の状況をグラフにしたものですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、6ページです。こういった状況の中で、各府省では第Ⅱ期基本計画に沿いまして、ここに掲げております4つの取組等、多面的な取組を推進しているところです。

その概要を簡単に説明しますと、まず、「民間事業者の適切な利用」ということで、こ

の表にありますように、今、8割強の調査におきまして何らかの形で民間事業者を活用するという取組が進んでおります。詳細につきましては、今年度の施行状況報告の83ページに詳細な表を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

こういった民間委託を進める一方で、適切にその活用を進めるという観点から、ガイドラインの見直しなどを今、進めているところです。

続きまして、7ページになります。「行政記録情報等の活用」ということで、既に昨年の審議等でも御指摘をいただきましたように、順次行政記録情報で活用可能な部分についてはその活用を進め、中には、2ポツ目にありますように、レセプトデータの利用によって一般統計調査を代替する取組もされておきまして、今、90件強の統計調査についてその活用が進められているところです。詳細は政策統括官室のホームページにおいて公表しています。

続きまして、下段「調査の統廃合、効率的実施」です。ここにありますように、既に本委員会でも御議論いただきましたように、各種の基幹統計調査を中心に、その再編であるとか同時実施による業務の効率化等の取組が進められているところです。

最後になりますが、8ページです。「統計職員等の人材育成」の詳細につきましては、後ほど統計局からの説明に譲りたいと思いますが、ここで②としまして各府省における研修の実施状況ということで、各府省ではこういった取組を進めているところです。

また、調査の企画設計に当たりましては、政策部局への照会、研究会による検討を行っている例もあります。ちなみに、御意見にありました国際基準等の動向把握、また、検討への参画につきましては、法施行状況報告の65ページにも記載しておりますが、平成26年度には8府省から延べ112人の職員が51の国際会議に出席いたしまして、議論への参加や発表を行っておりまして、その結果等を含め、関係府省との情報共有を行っているところです。政府といたしましては、引き続きこれらの取組を進めてまいりたい所存です。

私からの説明は以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございます。

それでは、研修について、お願いします。

○井上総務省統計局総務課長 補足で、人材育成につきまして、総務省統計局と統計研修所の取組について御紹介をさせていただきます。

ただ今のペーパーの次に若干小さくとじた縦書きのペーパーをお配りしておりますが、それを御覧になっていただきたいと思っております。

「国・地方公共団体の統計職員等の人材育成」というタイトルを付けさせていただいておりますが、統計研修所の取組です。統計研修所自身は、22の統計研修を26年度は実施いたしました。その中で、特に法施行状況報告でも記載しているところですが、3つの点について新たな研修を創設しております。

1つは、教育関係者向けのセミナーを創設いたしました。

もう一つは、都道府県の主管課長新任管理者セミナーと申しまして、都道府県の課長は

大体2年ぐらいのサイクルでお代わりになられるのですが、お代わりになられたときに適切に統計手法、統計調査の知識を身に着けていただかないと、行政執行上も非常に困るといふことで、私ども、4月に都道府県の統計主管課長会議を実施しておりますが、その機会に課長が集まりますので、新しく課長職にお付きになられて、こうした統計学の知識を余りお持ちでない方々に基本的なことを講義という形で説明させていただいております。

それから、オープンデータの利活用ということで、APIを初めとするGIS機能の拡張等、e-Statの形で国民皆様にデータ提供をしておりますが、そうしたものをどのように使っていくか、そういうことを研修の中でも御紹介を申し上げているところです。これが26年度であります。

ちなみに今27年度は何をやるかということですが、27年度研修の現在の予定は、こちらの縦書きのペーパーの3ページに一覧があります。後ほど御覧になっていただくとよいかと思っておりますが、この中でも特に1ページ目に書かせていただいている4つの点に力点を置いてまいりたいと考えております。

1つは、講義内容を再編して短期間の研修を充実していきたいと考えております。元々統計の研修は長期にわたるものが多かったのですが、そうすると、参加が非常に難しいという御意見も頂いております。なので、短期研修を充実してまいりたいと思っております。

それから、特別研修といたしまして、例えばこちらですと、『統計学が最強の学問である』というベストセラーをお出しになりました西内先生にお越しいただきまして、エクセルを用いて統計解析をどのようにすることができるのか、あるいは前年創設いたしましたオープンデータの利活用、私どもが提供しておりますさまざまなオープンデータ化のツールを用いまして、その実践コースをやっていききたいと考えているところです。

基本的に統計研修所においてこうした取組、毎年研修内容を見直しておりますが、ここ5年間の履修者の数を見てまいりますと、およそ30%研修をお受けになる方が増えております。26年度ですと、1,300人の方がこの統計研修を受けていただいたということで、今後ともできるだけこうした方々が参加しやすいような研修に努めていきたいと考えています。

もう一つ御紹介申し上げたいのは、ここで「MOOC講座の構築」と書かせていただいているところです。「ムーク」と呼ばせていただいておりますが、小さな※書きで書いておりますが、インターネットを用いた動画の講義です。これにつきましては、お配りしているペーパーの5ページ目、一番後ろに「“データサイエンス”力の高い人材育成」というものを配布させていただいております。MOOCは、海外の大学を中心に展開されていますが、行政機関でこうした取組を行うのは、統計局と統計研修所共同ですが、我が国の行政機関としては初めての試みということになっております。

27年3月から5月の間に最初の講座を立ち上げました。最終的に全部受講して試験を受けるまでには至らなかったのですが、基本的に受講された方は何人かということ、1万5,000人の方がデータサイエンス・オンライン講座を受講いただきました。こうしたものとしては非常に良い成績を修めたと聞いております。

本講座は現在、一旦閉じておりますが、11月に再開する予定ですので、もし御関心のある方がございましたら、是非御覧になっていただきたいと思いますと思っております。

また、この講座につきましては、その発展編といたしまして「ビジネスで使うデータ分析」ということで、ビジネスシーンでこうした統計手法がどのように活用されるのかということもまた御紹介してまいりたいと考えているところです。

ページを戻っていただきまして、このような取組を統計研修所では鋭意やっております、では、一実施部局である統計局がこの統計研修所とどのような形でリンクして研修を行っているのかということも4ページに御紹介させていただいております。

基本的に統計局では、職員採用から中堅の係員まではSTEP1からSTEP4という形で研修を受けることとしております。それから、個別具体的にその係員が課で配属されて、それぞれ専門分野を徐々に持ち始める係長になるまでの間にこうした専門的な事項を受講することになっております。

基本的にこの研修の中身につきましては統計研修所の研修を活用する、もちろん、統計局で独自にやっているものもたくさんありますが、基本的には統計研修所の研修を受けるという形で人材育成に務めているところです。

簡単ではありますが、以上です。

○西村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明について、御質問等をお願いいたします。

○宮川委員 この議題につきましては、私からも御報告をお願いしたこともありまして、どうもありがとうございます。非常に詳しくまとめていただきましたし、また、限られたリソースの中でいろいろ研修等を工夫されていることがよく理解できました。

ただ、その上で、これは非常に感想めいたことなのですが、エビデンス・ベースト・ポリシーと言われながら、国際的に見て統計に関わる方、職員の数の比率が少ないというのは若干課題という印象は拭えません。恐らくこれは大きな問題ですので、一人一人の統計職員の方の質を上げていくことになると思います。それについても取り組まれていることはよく理解できました。

ただ、これもなかなか難しいことではあるし、ここの委員会での議題というには少々難しいことであるかと思いますが、統計に関わる方のキャリアといいますか、いわゆる研修だけではなくて、実際に仕事の内容に就かれていく中でどういう形で経験を積まれていくか、例えば政策部署での経験、それからまた国際機関への派遣等も含めて、非常に少ないリソースの中で、個々の統計職員の方の経験値をどれだけ上げていくかというようなことが、エビデンス・ベースト・ポリシーというものをしっかりと実現していく中で、今後課題になっていくのではないかという印象を持ちました。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 資料を拝見いたしました。本資料の2ページ、3ページ目の、職員の方の数について、国の方も都道府県の方も10年間で2割削減しておられ、私ども企業経営の視点から見ても、なかなかスリム化しているという印象なのですけれども、どのような手立てや工夫が2割削減に功を奏したか、イメージでもよいので教えていただきたいと思います。

○西村部会長 お答えできる範囲で。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 効率化という面では、調査自体の見直しという部分もありますが、民間の活用が可能な部分、例えば入力作業であるとかいった部分については、随時外注化していくというような形での取組が中心になっていきます。以前でありますと、電算業務化ということで人が削減されていたのですが、それが一段落した後は、そういう民間の活用というところが中心になっております。

○西村部会長 どうぞ。

○野呂委員 それで、6ページ、7ページに関してお願いが二つございます。まず、一つは民間事業者の活用で、これは今後とも必要と思いますが、これまではどちらかという優良な民間事業者をセレクトする、スクリーニングするという観点で整理してこられて、これはこれで本当に大事と思うのですが、一方で、優良な民間事業者を育成するという視点でも検討ができればと思っています。これは統計調査業務の民間委託だけのことではないので難しいかもしれませんが、例えば単年度委託ですと、民間事業者側は人材育成できないとか、インフラ設備投資ができないとかいうことでなかなか質を上げられないということがきっとあるのではないかと思います。一般的な民間活用にも関係する大きな問題かと思いますが、視野に入れていただけたらと思います。

もう一つは7ページ目の行政記録情報ですけれども、マイナンバーも導入されることであり、行政記録情報の活用について、一層踏み込んだ取組を是非お願いしたいと思っています。

○西村部会長 どうぞ。

○川崎委員 若干の感想と希望を申し上げたいと思います。

まず1つは、職員数の推移を拝見しまして、最近の数字を見ただけでも、正直言ってため息が出るぐらい厳しいという感じがしております。各府省ともかなり努力されてこの結果なのだろうと思います。なかなか要求してもうまくいかない、あるいはそれ以上に削減の圧力が強いということがあるのだろうと思いますので、大変残念なことではありますが、これはこれで受け入れざるを得ないのかなと思います。

ただ、ここで諦めずに、削減ができるだけ軽減されるように、あるいは可能だったら増やせるように努力をしていただきたいと思います。

それから、これだけ人員が減っているわけですので、そこに上手に適応した対応が必要だと思いますので、それは引き続き努力をお願いしたいというのが私の感想です。

その上で、私なりの希望といいますか、お願いを申し上げますと、1点は、これだけ定員が減っていきますと、行政改革を進める側からすれば、これを見ると行政改革の優等生

と言って褒めたくなくなってくるわけです。でも、これは諸外国の統計職員数と比べても既に圧倒的に少ないわけですので、間違っても統計が行政改革の先頭を走って、優等生だと誤解されないようにメッセージとして発していただきたいと思います。

今の御時世は、もちろん行財政の膨張の抑制とか、あるいは緊縮ということが言われますけれども、その中でも必要なものは確保することが必要だと思いますので、その意味では、これが行政改革の最先端みたいな誤解のないように、まだまだ減らせる余地があると誤解されないようにしていただきたいというのが私なりのお願いです。

2点目は、先ほどの御発言からまた違ったトーンで申し上げるのですが、こういった状況の中では、民間委託というのは、確かにやらざるを得ないことだと思うのですが、余り民間委託を過剰にやると危険だということも十分認識していただきたいと思います。

といいますのは、民間委託をすると、プロセス管理をすれば、もちろんしないよりはよくなるのですが、しかし、直轄で行うのに比べると管理が難しくなることは間違いのないと思います。これは例えば品質管理を行う場合でも、直轄で行えば自分らで情報を管理しながらPDCAサイクルを回していけますが、民間委託を数年の契約でやった場合、その期間では特定の事業者との関係で改善をしていけますけれども、その後、また入札をし直さざるを得ないわけです。そうなってくると、そこまでの事業者とのノウハウが失われて、また新規に次の事業者とやっていくことになります。そうすると、そういう改善のサイクルをずっと積み重ねていくことが難しくなります。

そうであればこそ、日本に限らず諸外国でも一番基本的な統計は国が直轄、あるいは地方公共団体を交えてやっていっているということだと思います。そういう意味で、民間委託が本当に望ましい姿だと言い過ぎない方が良いのではないかと思います。もちろん、上手に活用することは必要なのですが、そこを間違えることのないようにメッセージを発していただきたいと思います。

3点目、これでおしまいです。行政記録情報の活用というのは、先ほど御発言にもありましたように、大変重要なことですので、是非今後とも努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私も川崎委員の御意見に全く賛成です。行政改革の中で公務員の数を減らしていくということがあり、統計職員もその例外ではなかったということかと思っております。これはある意味時代の趨勢であると言えるかと思っております。とは言いましても、とにかく人を減らすことについては慎重になるべきであると思っております。特に統計を適切に扱うためには、皆様御存じのとおり、ある程度の専門性と経験が必要です。統計情報の質が落ちてしまっただけは大変困ったことになります。

先ほどの御説明で、統計職員の数が増えた一つの要因はデジタル化、もう一つが民間へ

の委託とありました。民間への委託というのは、先ほどから指摘されていますけれども、民間が行った作業を必ず誰かがチェックをして、管理をしないといけない。丸投げになってしまうと、何か問題が生じた場合、むしろその收拾が大変になります。また、どこにどの作業を委託するかということも重要です。託しようという動きが、特に政治の側から出てきました。国勢調査、その一般名称は「人口センサス」ですが、これはその国に居住する全人口を調査するものです。市場化では世界の最先端を走っているアメリカ合衆国でも、人口センサスは連邦政府の一部であるセンサス局が主体となって実施しています。人口の全数調査である人口センサスはマーケットにおろしても絶対に利益を上げることはできませんし、第一このような大規模な調査をやるだけの組織をもった民間組織などありません。人口センサスの民間委託というのは極端な例ですけれども、業務の一部、例えばデータ入力を民間に委託するということは可能であり、また実際に行われているかと思えます。ただ、これについても、どういう調査をどういうふうに民間に委託するのかを決める際に、委託先の機関の適性を考えて慎重に進めないと、一旦何か問題が起こると、なかなかその失地を回復することは難しいと思えます。これは統計委員会の役割と責任を越えたことかもしれませんが、私どもがそういう意味で後方支援というか、援護射撃をして、とにかく統計職員の数減らしていくとか、民間に委託するとかということに対して慎重になるべきであるということ、機会を見つけては発言していく必要があると思えます。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

廣松委員、お願いします。

○廣松委員 私も大体同意見ですが、特に職員数の減少などを見ていると、私は今、直接関係はなくなりましたが、国立大学法人の職員の減少傾向と大変似ているというか、大変厳しい状況だと言わざるを得ないと思えます。

今、民間事業者の活用のことに関して御意見がありました。一方、健全な民間事業者を育成するという観点は大変重要な点だろうと思えます。ただ、これは別の法的な根拠、皆さんも御記憶かと思えますけれども、公共サービス改革法に基づいて官民競争入札等監理委員会が設置され、一部の統計調査が公共サービス改革法の対象となって統計調査の民間委託が行われるようになりました。それ以降も、当然のことながら委託側、受託側の大変な努力によって、これまで統計の質は維持されてきたと思えます。

ただ、公共サービス改革法の運用にも変化があって、入札業務に関して簡便な方法、「簡易プロセス」と言っていますが、それを認める、さらには十分な実績が上げられたと判断されたものに対しては、公共サービス改革法の対象から外すという「廃止プロセス」も現在既に動いております。

特に統計調査の、あるいは統計の特殊性というべきかもしれませんが、その特殊性から、今、津谷委員もおっしゃったとおり、質を確保しなければいけないということを考えると、確かに民間事業者の利活用に関しては慎重になるべき点もあると思えます。

一方で、私はそちらの方に現在も関係しているのですが、ほぼ10年近く経ってみると、

先ほどお話がありました通り、当然のことながら一般競争入札総合評価方式かつ複数年方式で行われているわけですが、それを2回、3回やると、どうも新規参入者が入ってきにくくなっている状況が現在生まれつつあります。つまり、本来の公共サービス改革法、あるいは一般競争入札総合評価の理念とは少しかけ離れた状況が生まれつつあります。官民競争入札等監理委員会は内閣府の組織ということもあり、これまでの経緯もある程度見た上で、今後、これだけ厳しい状況の下で統計調査に民間事業者をどういう形で活用するかということを検討すべきではないかと考えます。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、まとめに移りたいと思います。

統計リソースに関しては、厳しい状況の中で各府省がその確保に取り組んでいるということ、それから民間委託に関しても全般的に活用されていることは評価できることですが、リソースが限られている中でも重点的に考えていかなければいけないことや、考え直さなければいけない部分もあるのではないかとということが意見として出たと思います。

その1点は、宮川委員が御発言した基本的には研修の点ですが、これは単なる研修だけではなくて、研修の成果としての人材の積極的な活用、そしてキャリアパスとしてきちんと動いていく、そういうことをやらなければいけないと思います。当然のことですが、統計委員会としてはそれをサポートしていくことが必要であろうという御意見があり、これは皆さん、全く同じ意見だと思います。先ほど、各種の国際会議に日本からも人が出ているという説明があったのですが、出席しているだけではだめで、いろんなデファクトスタンダードを作っていくときに、それに対応していく必要があります。例えば住宅価格インデックスをつくる国際フォーラムに日本が参加できているというのがありますが、非常にまれなケースなので、今後はそういう形で人材が育成されて、それが国際的に活躍できる、そういう場を作っていかなければいけないと思います。

もう一点は、民間委託の問題だと思います。民間委託をやることをより大きく考えれば、我々、いわば統計情報コミュニティーの中の一員としてそれを大きくしていき、その情報コミュニティーを強固にしていくことになると思います。それが単純に民間に丸投げすることになってはいけませんし、かといって過度に民間に対してディペンデントになってもいけません。そういうものをこれからどういう形でやっていくのかということを考えなければいけません。それについて各府省も考えなければいけませんし、我々も考えなければいけないのだらうと思います。

實際上、重要な点は優秀な事業者をどういう形で育成していくかということですし、逆に言えば、優秀な事業者が育成された後に、その優秀な事業者にディペンデントになっはいけないので、こちらも自分たちのところの力をどうやって伸ばしていくのかということだと思います。非常に難しいことですが、これは今後もやっていかなければいけないことですので、その辺のところを統計委員会としても今度のまとめの中で明確にしていきた

いと思います。

ということで、これは終わりました、次に公的統計の結果提供、二次利用について、総務省の政策統括官室から御説明をお願いします。

○吉牟田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 説明させていただきます。

基本計画で求められております統計データの有効活用の推進につきまして、資料5で取組の現状・課題等を説明いたします。

初めに調査票情報、匿名データ、オーダーメイド集計などの利用形態ごとの特性に応じた今後の取組の方向性の概要を説明いたしました後に、続いて、具体的なイメージとして調査票情報のオンサイト利用、オーダーメイド集計の利用条件緩和等について説明させていただきます。

1 ページ目、まず「調査票情報」です。データ量が多く、これを条件を変えて試行錯誤的に自由に分析したいというニーズがある反面、裏腹に個人が特定できるようなことをどう避けるかというセキュリティー上の問題がありまして、このため、現行、申請手続も結構大変ですし、申請する方も大変ですが、同時に行政としてチェックする方もいろいろと手間暇が掛かっているのも事実です。

これらを解決するための仕組み作りが必要ではないかと考えられますところ、リモートアクセス技術を活用しましたオンサイト施設ということを考えておりますので、これを後ほど説明させていただきます。

次に、真ん中の「匿名データ」ですけれども、匿名化するためにも、他のデータとの照合により個人が特定されないよう、手作業でチェックする必要がありまして、行政コストが掛かることには変わりはありません。現在利用可能な匿名データは、2 ページ目と8 ページ目に資料を付けておりますが、7 調査ということで、これらにつきまして新しい年次の追加要望が見られたりしておりますので、こういったニーズに応えまして、匿名データの種類、年次の追加、年次追加に伴う手続の簡素化などを考えております。

「オーダーメイド集計」につきまして、学術研究が原則であるため、対象が限られており、また、役所の方もどういう集計を行うかということで、オーダーメイドの相談にあわせてカスタマイズするためにはかなり時間をとって、行政コストが掛かっているのが現状です。これにつきましても、2 ページ目、7 ページ目でデータ、資料を付けておりますけれども、実績が少ないのが現状で、これにつきまして利用制限の緩和を考えることを後ほど説明させていただきます。

資料の3 ページ目を説明させていただきます。調査票情報のオンサイト利用ですけれども、ITの進展等を踏まえまして、平成28年度を目途にリモートアクセスを活用したオンサイト利用の試行を開始することを考えております。こういった仕組みかというイメージをつけておりますが、真ん中に中央データ管理施設、これは各府省の共通の基盤として考えておりますけれども、右上の各府省のデータ、調査票情報を収録したり、中央データ管理施設で利用者窓口等、所要の関連業務を委託したりできるようにして、いろいろな事務を

まとめて中央データ管理施設でできるようなことを考えております。

左下の利用者ですけれども、利用者におきましては、大学などが考えられますが、オンサイト施設を設けまして中央データ管理施設にアクセスします。このとき肝はデータをダウンロードしないということで、データをダウンロードしないで集計・分析することにより、セキュリティーに万全の確保を期したいということです。また、利用者の行動はカメラでモニターしたりすることを考えております。こうしたことでセキュリティー確保に万全を期しつつ、ユーザーも非常に自由に集計、分析ができるということを考えております。

4 ページ目は、今の話を文字にしたものですがけれども、利用の流れにつきまして、中央データ管理施設について、調査実施者、調査票情報の利用者などがどういうふうに手間暇、流れがあるかということを書いております。

利用の流れとして書いておりますのは、現在のような詳細な事前申請は不要にしまして、ただ一方、研究成果物を外部に持ち出す際には秘匿性のチェックを行うということが基本です。

下に書いておりますけれども、オンサイト施設は、国が直接設置・運用する場合のほか、大学等研究機関の協力を得て全国的なネットワークの構築を目指したいと考えております。

オンサイト施設の設置に係る課題の検討などを行うため、「公的統計マイクロデータ等の研究活用推進コンソーシアム」が設立される予定になっておりまして、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が事務局の予定です。

コンソーシアムには、総務省政策統括官、統計局、統計センターが協力することを考えております。

続きまして、5 ページはオーダーメイド集計の利用条件の緩和ということで、現行、学術研究目的と法律に書かれておりますので、非常に厳格にやっておりますが、一番下の四角「見直しの方向性」として、学術研究の発展に資すると認める場合などには、オーダーメイド集計を可能とする法律の趣旨を踏まえ、学術研究を直接の目的としている現行から、学術発展に資するならば企業研究でもよいのではないかとということで、また、公表も学術研究論文のような形で厳格なものにしなくてもよいのではないかとという考えのもとに、現行の要件、これは統計法施行規則で決まっておりますけれども、要件を整理すると3つありまして、1つは「学術研究の発展に資する」となっておりますが、これは法律上の文言ですので、このままでいきたいと考えております。

2つ目は「統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること」となっておりますので、これを見直して、通常の企業活動の一環として研究を行う場合も可能とするものでどうかということを考えております。

3点目に、現行の要件は「統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること」となっておりますけれども、「研究成果」以外に、「統計成果物そのものと研究の概要の公表」を選択肢として追加することを考えております。

6 ページ目です。この学術研究目的の利用緩和にあわせましてロジスティクスも少し緩

和しなければならないということを考えております。具体的には申請手続のときに、法人の場合、社長の免許証のコピーとかをもらったりしているようですが、そういったことを簡素化するというので、こういったことをやるために、省令、告示、もろもろありますけれども、パブリックコメントなどの必要な手続も行いまして、平成28年4月に施行を予定することを考えております。

それから、匿名データの年次追加の手続簡素化についても見直しを同時に考えております。

以上です。

○西村部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の総務省政策統括官室からの説明について、御質問があればお願いいたします。

なお、事務局で北村委員からの御意見を預かっているということですので、まず御紹介をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 北村委員のコメントですが、「常に幅広く利用者からの意見を聴取し、それを反映したデータ提供、二次利用の関係を考えていただきたいと思います。また、匿名データが今、2省だけからしか提供されていないというのは寂しいので、それが増えていくとよいと思います。」というコメントです。

○西村部会長 いかがでしょうか。野呂委員。

○野呂委員 5ページのオーダーメイド集計の緩和につきましては、大変期待するところで、よろしくお願ひしたいと思っております。

資料の下の方の「見直し案」のところにつきまして、何となくイメージは分かるのですが、細かい質問で恐縮なのですが、「見直し案」の例えば2行目の「統計成果物を研究の用に」の「研究の用」というのは、おそらく新製品、新技術開発は当然範疇に入るかと思うのですが、例えばマーケティングのためや、ある土地の開発のためにオーダーメイド集計を使うとか、そうしたことも含めて研究と言えるのかどうかを明確にいただければと思います。また、その下の※印のところに「成果等の公表は、営利目的利用後」とあるのですが、「営利目的利用後」というのは、例えば、新製品開発や新技術開発だったら、新製品を発売した後や新技術についての特許を取った後でよいといった意味なのでしょうか。

○西村部会長 お答えできる範囲で。

○吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 詳細はこれからいろいろ詰めていくことになると思いますが、これまでは学術研究の用に供することを直接の目的としておりましたことを、通常の企業活動の一環として研究を行い、それが学術研究の発展に資すればよいという考え方ですので、かなり広く含まれるようにしたいと考えております。

2つ目におっしゃったことは、そこまではまだ検討が進んでおりませんので、これから

いろいろな方の御意見も踏まえながら詰めていきたいと思っております。

○西村部会長 どうぞ。

○野呂委員 緩和していただくと同時に、今申し上げたような、「研究の用」とは何か、「営業目的利用後」とはいつか、といった基準を今後明確にさせていただくと、非常に利用がしやすくなるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○西村部会長 中山委員、どうぞ。

○中山委員 私もオーダーメイド集計の利用等、統計は利用されてこそ皆の役に立つと思うのです。ですから、可能な限り多くの人が広く利用できるようにする。そういう意味では、今回の見直しの方向というのはとても良いと思うのですが、今、野呂委員からもお話があったように、中身をもう少し分かりやすく、どこまで利用できるのか、今まで「学術研究の発展に資すると認められること」、そういうふうに決まっていると、役所の場合、どうしても狭く狭く解釈をしていく、窓口というのはそういうふうになるのが一般的な行動パターンとしてあったと思います。

見直しの方向性として、とりあえずはここは変えないで、運用で変えるというのも手だとは思いますが、運用の方法をかなり広くしないと実際には活用できないと思います。統計は多くの皆さんに活用されてこそ、そこでいろいろな見方が出てきたり、活用のされ方が出て、統計の項目についても時代に合ったようにブラッシュアップできたりといったこともありますから、なるべく広く利用できるようにこの際、変えた方が良いのではないかなと感じております。

○西村部会長 お答えできる範囲で。

○吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官 最初申し上げたように、そもそも二次的利用が可能だということそのものが知られていない可能性もありますので、統計情報というのは、役所が集計・分析して、それを発表するというだけでなく、国民の皆様が使えるということのアピールも含めて取組をやっていかなければならないと思っております。

それから、現行、どうしても法律の文言に忠実に、ややシュリンク気味に対応していた面もあるかもしれませんので、こういったことは対応して大丈夫というところをなるべく分かりやすい形で整理していかなければならないと思っております。

いずれにしても使われて何ぼの統計だという御指摘を踏まえて、基準緩和で考えていきたいと思っております。

○西村部会長 どうぞ。

○中山委員 それと、使う側にもメリットがあるわけですし、提供する側も手間暇も掛かったりするわけです。ですから、例えば費用を払ってもらうとか、そういうことも考えたらどうなのでしょう。

○西村部会長 私が言ってしまうといけないのですが、まさにその点が極めて重要で、正当なコスト、コストをきちんと利用者に払ってもらう、アカデミックの場合は、アカデミ

ックディスカウントというのがあって、安くするのはある程度重要かもしれませんが、民間に関しては、当然のことですが、コストをしっかりと払っていただくということが必須になりますので、今、中山委員のおっしゃったことは全くそのとおりだと思います。

そのほか、オンサイトに関しても、実はすごくコストがかかるわけです。

それから、セキュリティーは、今の案で本当に大丈夫かと心配なところもあるのです。これを含めてセキュリティーにはもっとコストが掛かりますので、コストは、使う者、アカデミックであったとしても当然負担すべきですし、例えばアメリカにおけるセンサスのリモートアクセスのところに関しても、センサス局ではなくて、基本的には使う方が負担するという形になっています。

例えばセンサスの職員がこういったオンサイトにおり、その職員を雇うのもいわばこのオンサイトを運用する大学が負担するという形になっていますし、例えば日本で言えば科研費でそれをきちんと払ってもらおうというような仕組みを作っていく必要があると思っています。

今の点は非常に重要な点で、どうも御指摘ありがとうございました。

ほかにどうでしょう。どうぞ。

○川崎委員 私、基本的に野呂委員、中山委員、それから今、部会長がおまとめになった方向に全く賛成です。特にコスト面、セキュリティー面のところを十分考えていただきたいということです。

それから、このルールを新たに改定していく場合には、かなり細部が重要になってくると思いますので、その細部がある程度まとまったところで一度議論させていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○西村部会長 どうぞ。

○廣松委員 特にオンサイトの件に関してコストとセキュリティーの面が大変重要であって、受益者が負担するというのは必要だと思います。ただ、恐らく完全な受益者負担というのでは成り立たない、すなわち継続的に運営はできないと思います。そうすると、どうしても政府の予算的な措置というのをお願いしないと成り立っていかないのではないかという気がします。その意味で、委員会としては、このオンサイトという新しい利用形態に関してサポートするという意味で、予算的な措置に関して政府に働きかけをお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

○西村部会長 よろしいでしょうか。

それでは、まとめに行きたいと思うのですが、今日は時間が余りなかったものですから、本日の審議内容については、審議結果報告書を取りまとめる際にもう一度議論をしたいと思います。

それでは、一応の取りまとめという形で取りまとめたいと思います。

その前に、オンサイトについて私から質問を1つ加えていただきたいと思います。ウエ

ブカメラでやるというだけでよいのかというのが非常に心配なものですから、もう一度それも考えていただきたいと思います。もちろん、データをダウンロードできないということでもよいのですが、実はいろいろな形でデータを取る手法が今できていますので、そういう手法に対してウェブカメラだけで、しかも、その人が何をやっているか、手まで見られるわけではありませんで、顔ぐらいしか見えないわけですから、そういったもので大丈夫かという気がします。もしこれをきちんとお考えになる場合には、そういったセキュリティーについてのディテールのところを考えていただきたいと思います。それは私個人の意見です。

それでは、まとめに入ります。オンサイト利用の推進については本当に長年の懸案でしたが、総務省でいよいよ来年度から試行運転するということを高く評価したいと思います。

そのためには、もちろん受益者負担というのが基本なのですが、それだけでは十分でないというのは当然のことですので、必要な予算を確保するとともに、特に利用者となる学識経験者との連携を深めるということが極めて重要になると思います。実際、オンサイト利用については、来年コンソーシアムを立ち上げていくということですので、学会と統計委員会を含めて官と協力してそれを盛り上げていきたいと思います。特にこういうことが可能だということを皆さんに分かってもらうということが重要ですので、そういったパブリックリレーションズをきちんとやっていきたいと考えておりますし、皆さんも協力していただきたいと思います。

これは各府省の共通の基盤ということになりますし、日本の学術研究というか、情報の利用ということについての基礎基盤を目指すものですから、政府全体としてこれらの取組を進めてほしいと思います。

次いで、オーダーメイドの集計ですが、これは余りにも利用が少ないためにコストが掛かり過ぎて、更に利用が少なくなるという悪循環に陥っていると思います。それから、利用制限が厳しいために、逆に言えば境界領域といいますか、特に情報のケースでは、学術研究と実際の応用を使ったさまざまなビジネスモデルの開発というものが密接につながっているのですが、その部分がなかなかうまく回っていかなかったということがあったと思います。この意味で、利用条件の緩和の検討を含めて、来年度開始するということは高く評価したいと思います。

その際に基本的にはきちんとした受益者負担の原則というのを守る、学術利用と民間利用とは少し違うと思いますので、その辺のところも考えてきちんとした基準を作っていただきたいと思います。特に基準を明確化するということが極めて重要ですので、お願いしたいと考えています。

基本は、中山委員がおっしゃいましたように、統計は利用されてこそ統計であるということですが、同時に、統計情報には特に個人情報等が絡みますので、その辺の重要性をわきまえた形でやっていく必要があると思います。

もう一度それを言い換えますと、二次的利用の推進という全般的なことについては、限

られた統計リソースを有効に活用するために、各府省共通となる基盤の整備を図り、提供を受ける人に必要な負担を求めつつ、この点が重要ですが、提供を求める者に、応分の負担を求めつつ、統計委員会の意見や利用者ニーズに対応していただきたいと思います。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。どうぞ。

○廣松委員 そのオンサイトの件について、実は研究者の方にある程度明言しておかなければいけないと思うのですが、もしこのシステムが実際に始まり、稼働し始めたら、従来のような目的外利用の形態、すなわち、データを「手渡し」でもらって自分の研究室で自分のパソコンで分析するという形態は徐々になくなるということです。

○西村部会長 基本的になくなるわけです。

○廣松委員 はい、基本的になくなるということを明確にする、今までどおりの目的外利用とオンサイトの両立というのはないということを明確しておくべきだと思います。

○西村部会長 そのとおりです。それを言うのを忘れたのですが、重要な点というのは、正に現在研究室にデータを持ち込んで、比較的自由度の高い形で利用していたのと比べると、オンサイト利用というのは不便になるわけです。しかし、当然ですが、データを使うということに関しては、利用に関する責任が伴うわけですから、その責任をきちんと考えて、そういった不便というものを、学者側としては負担することは当然であるということ、きちんと皆さんに分かっていただく、それを行うことによって、特にセキュリティーの面を向上させて、国民の統計への信頼を深めるということが極めて重要ですから、そういった面でこれは当然であるという形でパブリックリレーションズをお願いしたいと思います。

特にこういうケースになると、研究計画に関してもあらかじめの精査が必要になってきますので、それを含めて、プラクティスも少し変わってくると思います。そういう意味でのリードタイムが多分必要になると思いますので、その辺についてもよろしく周知のほどお願いしたいと思います。

それでは、以上ということで、いかがでしょうか。

それでは、公的統計の結果提供、二次的利用についての審議はここまでとしたいと思います。

時間を超過いたしました。御協力どうもありがとうございました。

最後に、次回の基本計画部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては、詳細は別途お知らせしますが、8月27日（木）10時からの統計委員会終了後、この会議室において開催します。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の基本計画部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。